

件名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく施設の設置又は変更計画の概要
通報日	2020年 3月30日
概要	2020年4月1日から施行される核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を発電用原子炉設置許可申請書に追加します。

柏崎刈羽原子力発電所

(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉)

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出の概要

第4条通報連絡

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく施設の設置又は変更計画の概要（第3条で定める事前了解の対象となるものを除く）に該当

令和2年4月

東京電力ホールディングス株式会社

まえがき

- ・ 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第 5 条第 4 項で準用する同法附則第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり届け出ます。

1. 本届出の範囲

- 柏崎刈羽原子力発電所 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第 5 条第 4 項で準用する同法附則第 4 条第 1 項に基づく届出書(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉)

2. 本届出の主な内容

- 2020 年 4 月 1 日から施行される核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を発電用原子炉設置許可申請書に追加する。

以上